

# 広報

かのしま

平成3年

2月 №210

編集と発行／南蒲原郡中之島町役場企画課  
(〒954-01 ☎0258-66-2270)  
平成3年2月15日発行

オニは～そと～  
フクは～うち～



## おもな内容

- 確定申告はお早めに
- 第1回(臨時)町議会から
- 松を守ろう
- 1990年世界農林業センサス
- 結果から
- 生涯学習コーナー
- カメラ散歩
- お知らせ

- ②～⑤
- ⑥
- ⑦
- ⑧～⑨
- ⑩
- ⑪
- ⑫～⑯

2/1 信条保育所にて撮影

## 休日在宅

### 当番医のお知らせ



| 月/日  | 内科 医<br>(電話番号)         | 外科 医<br>(電話番号)       |
|------|------------------------|----------------------|
| 2/17 | 富田 医院<br>(☎66-2226)    | 佐々木 医院<br>(☎62-2357) |
| 2/24 | 星野(見附)医院<br>(☎62-0998) | 石川 医院<br>(☎66-2140)  |
| 3/3  | 山喜 医院<br>(☎62-0646)    | 金井 医院<br>(☎62-0116)  |
| 3/10 | 星野(今町)医院<br>(☎66-2103) | 寺師 医院<br>(☎62-0137)  |
| 3/17 | 杏仁堂 医院<br>(☎62-0123)   | 佐々木 医院<br>(☎62-2357) |
| 3/21 | 霜鳥 医院<br>(☎62-0579)    | 石川 医院<br>(☎66-2140)  |
| 3/24 | 小林 医院<br>(☎62-0562)    | 金井 医院<br>(☎62-0116)  |
| 3/31 | 堀 医院<br>(☎66-2133)     | 寺師 医院<br>(☎62-0137)  |

\*診療時間は、内科・外科とも午前9時  
から午後5時までです。

## 人口の動き

| 1月末日現在(前月比)・[前年比] |                    |
|-------------------|--------------------|
| 人口                | 12,425人 (+2) [+74] |
| 男                 | 6,064人 (-1) [+39]  |
| 女                 | 6,361人 (+3) [+35]  |
| 世帯数               | 2,619戸 (+1) [+46]  |

湾岸戦争が勃発し、世間の目は、その行方に注がれている。今回の戦争でも、多くの犠牲者ができるだろう。しかし、悲しい犠牲者ができるのは湾岸戦争だけ

◎お詫び—広報一月号七ページの補正予算の中で、職員の給与改定に伴う人件費の増額分四千二百四十八万八千円とあるのは、四千五百二万八千円の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

## 今月の納税

- ・固定資産税第4期
- ・国民健康保険税第6期
- ・国民年金第11期

—たばこは地元で買いましょう—

- 消防車・救急車の要請は☎119
- 無憂苑斎場の申込みは与板郷消防署  
☎0258-72-2572

青少年健全育成に  
関する優秀標語

親の愛情 明るい家庭をつくる力

編

集

後

記

ではない、国内においても毎年一万人を超える人が交通戦争により亡くなっている。湾岸戦争も大変な事態であるが、身近な戦争にも目を向けてもらいたい。

## 便利な共同納税相談をご利用ください

—共同納税相談日と会場等—

| 会 場                       | 納税相談日        | 地 域               | 時 間            |
|---------------------------|--------------|-------------------|----------------|
| 中之島町<br>公 民 館<br>(2階視聴覚室) | 2月28日<br>(木) | 中之島・西所地区          | 9:30~<br>15:30 |
|                           | 3月1日<br>(金)  | 上通地区              |                |
|                           | 3月4日<br>(月)  | 中通地区              |                |
|                           | 3月5日<br>(火)  | 中野地区              |                |
|                           | 3月6日<br>(水)  | 中条地区              |                |
| 中之島町農協<br>北 部 支 所         | 3月7日<br>(木)  | 三沼地区<br>信条地区の下沼新田 | 9:30~          |
|                           | 3月8日<br>(金)  | 下沼新田を除く<br>信条地区   | 15:30          |

▶相談日は混雑が予想されますので、できるだけ決められた日をご利用ください。なお、上記納税相談日以降でも申告期限の3月15日までは、中之島町公民館において納税相談を受け付けております。

▶添付書類、印かん、および振替納税等を希望される方は振込先の口座番号を忘れずに控えて来られるようお願いします。

\*今回をもちまして、中之島町農協北部支所会場での共同納税相談を廃止させていただきますので、予めご了解をお願いします。

なお、昭和六十三年分の事業所得等の所得金額の合計額が三〇〇万円を超える場合は、記帳をしなければならないことになりますが、それ以外の方でも記帳をしている場合は、それを基に収支内訳書に正しく記載して添付をお願いします。

### 確定申告をすれば 所得税が戻る場合

ばなりません。

得税が還付されます。

なお、還付を受けるために確定申告をする場合には、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が二〇〇万円以下であっても、これを含めて申告しなければなりません。

### 雜 損 控 除

雪おろしに要した費用や、地震、火災、風水害などの災害や盗難などにより、住宅や家財に損害を受けた場合で、これらの災害等に関連してやむを得ない支出をした場合には、次のような控除などに該当する場合は、確定申告をすれば源泉徴収された所

療費を支払った場合は、医療費をしたりがをして、多額の医

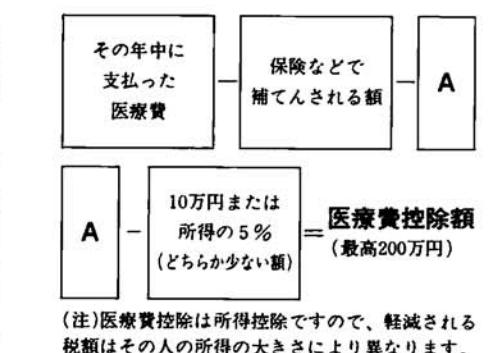
- 差引損失額 — [所得金額の10分の1]
- 差引損失額のうち災害関連支出の金額 — 5万円

(注)①差引損失額…損害金額 - 保険金などによって補てんされる金額  
②災害関連支出…災害により滅失した住宅、家財を除去するための費用や豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪降ろし費用など

### 医 療 費 控 除



- ①医師や歯科医師に支払った診療代、治療代
- ②治療や療養のために必要な医薬品の購入費
- ③病院や診療所、助産婦へ収容されるための費用



控除として次の算式によつて計算された金額が所得額から控除されます。

▼サラリーマンで、給与の年収が一、五〇〇万円を超える場合や、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が二〇万円を超える場合など。  
なお、内職をしていたり、日雇い賃金、年金を受給しているとき。

▼事業（農業・商工業など）をしている場合、不動産収入のある場合、土地や建物を売った場合などで、平成一年中の所得金額の合計が基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除などの所得控除の合計を超えます。

事業所得（農業、商工業など）、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行つている場合（青色申告者は除く）は、確定申告書を提出する時に、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。

### 白色申告者の方も 収支内訳書の添付を

医療費は、平成一年中に現実に支払ったものに限つて控除の対象となります。従つて、未払いがなされるまでは控除

◇ 医療費は、おむつ代については、医師が発行した「おむつ使用証明書」とおむつ代の領収書（患者の氏名及びおむつ代であることが明記されたもの）が必要になります。



確定申告は  
正しくお早めに

2月16日(土)～3月15日(金)

今年も、二月十六日から所得税、住民税（町県民税）、事業税などの申告の受付が始まります。  
あなたの昨年一年間の所得とその税額を正しく申告するために納税相談などを利用して、正しい知識と記入法の指導を受け、三月十五日の期限までにキチンと申告を済ませましょう。

ます。

確定申告をしなければなら

ないのに期限までに申告をし

なかつたり、誤った申告をし

たりすると、後で不足の税金

や延滞税を納めなければなら

ないことがあります。

申告期限は  
三月十五日(金)まで

る方も、町の税務課へ町・県民税の申告をする必要があります。  
告をしなければなりません。  
事業（農業・商工業など）をしている場合、不動産収入のある場合、土地や建物を売った場合などで、平成一年中の所得金額の合計が基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除などの所得控除の合計を超えます。

事業所得（農業、商工業など）、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行つている場合（青色申告者は除く）は、確定申告書を提出する時に、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。

の対象になりません。

## 住宅取得等特別控除



## 申告前にご準備を

### —確定申告の際に必要な書類—

確定申告をするとき、申告書に添付しなければならない書類などは、次のとおりです。

▼雑損控除を受ける場合  
損害額の明細書（雪おろし費用等の場合は、支払った際の領収書など）

▼医療費控除を受ける場合  
支払った医療費の領収書（登録簿膳（抄）本や請負契約書、売買契約書などで、家屋の取得年月日・増改築等の年月日・床面積・取得

①住民票の写し  
②登録簿膳（抄）本や請負契約書、売買契約書などで、家屋の取得年月日・増改築等の年月日・床面積・取得

③住宅取得資金等に係る借入金の年末残高等証明書  
④債務の承継に関する契約に基づく債務を有するときに、その債務の承継に係る契約書の写し  
⑤増改築等の場合は、さらには建築確認通知書の写し、または建築士から交付を受けた増改築等工事証明書

\*入居年月日が昭和六十二年十二月三十一日以前の場合には、控除額の計算方法や添付書類が異なります。

本人が住むために、床面積が四十平方メートル以上の住宅を新築したり、または中古住宅を購入（建築後十年以内（マンション等の耐火建築物については十五年以内））した人で、その年の所得金額が三千万円以下であり、民間の金融機関や金融公庫などから住宅ローンの融資（返済期間十年以上）を受けた人は、次の算式による住宅取得等特別控除額を、六年間にわたって毎年の所得税額から控除することができます。

また、増改築等であっても、これらの条件にあてはまり、増改築等の工事費用が一〇〇万円を超えるものについては控除の対象になります。

住宅ローンのうち建物・増改築等の部分の年末残高（最高2,000万円）

$$\times 1\% = \boxed{\text{住宅取得等特別控除額}} \\ 100円未満の端数切り捨て$$

## 所得税・住民税諸控除一覧表

| 項目                    | 区分                | 所 得 税                                    | 住 民 税                                    |
|-----------------------|-------------------|--|--|
|                       | 基 础 控 除           | 350,000円                                 | 310,000円                                 |
| 配偶者                   | 一般の控除対象配偶者        | 350,000円                                 | 310,000円                                 |
|                       | 老人扶養対象配偶者         | 450,000円                                 | 350,000円                                 |
| 控 除                   | 同居特別障害者である控除対象配偶者 | 650,000円                                 | 510,000円                                 |
|                       | 老人扶養対象配偶者         | 750,000円                                 | 560,000円                                 |
|                       | 配偶者特別控除           | 最高350,000円                               | 最高310,000円                               |
| 扶 养                   | 一般の扶養親族           | 350,000円                                 | 310,000円                                 |
|                       | 特定扶養親族            | 450,000円                                 | 350,000円                                 |
| 老 人 扶 养 親 族           | 同居老親等以外の者         | 450,000円                                 | 350,000円                                 |
|                       | 同居老親等             | 550,000円                                 | 420,000円                                 |
|                       | 一般の扶養親族           | 650,000円                                 | 510,000円                                 |
|                       | 特定扶養親族            | 750,000円                                 | 560,000円                                 |
|                       | 同居老親等以外の老人扶養親族    | 750,000円                                 | 560,000円                                 |
|                       | 同居老親等             | 850,000円                                 | 630,000円                                 |
| 障 害 者                 | 一般の障害者            | 270,000円                                 | 250,000円                                 |
|                       | 特別障害者             | 350,000円                                 | 280,000円                                 |
| 老 年 者                 | 年者控除              | 500,000円                                 | 480,000円                                 |
| 寡 婦                   | 一般の寡婦             | 270,000円                                 | 250,000円                                 |
|                       | 特定の寡婦             | 350,000円                                 | 300,000円                                 |
| 寡 夫                   | 寡夫控除              | 270,000円                                 | 250,000円                                 |
| 勤 劳 学 生               | 勤労学生控除            | 270,000円                                 | 260,000円                                 |
| 生 命 保 险 料             | 生命保険料控除           | 最高50,000円                                | 最高35,000円                                |
| 个 人 年 金 保 险 料         | 個人年金保険料控除         | 最高50,000円                                | 最高35,000円                                |
| 损 害 保 险 料             | 損害保険料控除           | 最高15,000円                                | 最高10,000円                                |
| 白 色 専 徒 者             | 白色専徒者控除           | 最高<br>配偶者<br>800,000円<br>その他<br>470,000円 | 最高<br>配偶者<br>800,000円<br>その他<br>470,000円 |
| 障 害 者 等 の 非 課 税 限 度 額 |                   |  | 1,250,000円                               |

\*老人扶養対象配偶者、老人扶養親族とは年齢70歳以上（大正10年1月1日前生まれの人）の人をいいます。

\*特定扶養親族とは、扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の人（昭和43年1月2日から昭和50年1月1日までの間に生まれた人）をいいます。

\*特定の寡婦とは、寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下である人をいいます。

\*老年者控除は申告者が年齢65歳以上（大正15年1月1日前生まれの人で）所得金額が1,000万円以下の人が該当します。

## そのほか

▼予定納税をしている人で、確定申告の必要がなくなった人

▼給与所得のある人は、勤務先からもらった源泉徴収票、また、年金收入のある人は、公約年金等の源泉徴収票など。

▼給与所得者で、年末調整の際に源泉徴収額が納めすぎになつている人

▼所得が少ない人で、利子所得や配当所得、原稿料などの源泉徴収税額が納めすぎになつている人

▼給与所得者で、年末調整の際に生命保険料控除などを受けた人

▼予定納税をしていて、年末調整を受けた方で申告をされる方は、簡易な還付申告用紙がありますのでご利用ください。



## 便利な振替納税をご利用ください

所得税の納税の方法に、振替納税の制度があります。

これは銀行などの預貯金口座から振替によって納税するもので、納税のための手数が少なくて済み、また、うつかり納期限を忘れて滞納してしまつこともなくなり大変便利です。

新たに振替納税を希望される場合は、預貯金先の金融機関か税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提示してください。

$$\boxed{\text{その年に支払を受ける年金額}} \times \boxed{\text{掛け金等の総額 - 年金支払開始日前に分配された剩余金・割戻金}} = \boxed{\text{総所得の金額}}$$

その年に受け取る年金額 + 年金の支配開始日以後その年に分配される剩余金・割戻金

## 総所得の計算

### 公的年金

$$\boxed{\text{公的年金等の収入金額}} - \boxed{\text{公的年金等控除額}} = \boxed{\text{総所得の金額}}$$

公的年金等控除額の算出方法は、受給者の年齢が65歳以上か否かで異なり、次の表のとおりになっています。

| 受給者の年齢  | その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A) | 公的年金等控除額         |
|---------|------------------------|------------------|
| 65歳以上の人 | 260万円以下                | 140万円            |
|         | 260万円超 460万円以下         | (A)×25%+ 75万円    |
|         | 460万円超 820万円以下         | (A)×15%+ 121万円   |
|         | 820万円超                 | (A)× 5%+ 203万円   |
| 65歳未満の人 | 130万円以下                | 70万円             |
|         | 130万円超 410万円以下         | (A)×25%+ 37.5万円  |
|         | 410万円超 770万円以下         | (A)×15%+ 78.5万円  |
|         | 770万円超                 | (A)× 5%+ 155.5万円 |

## 私的年金

$$\boxed{\text{その年に受け取る年金額}} + \boxed{\text{年金の支配開始日以後その年に分配される剩余金・割戻金}}$$

$$\boxed{\text{その年に支払を受ける年金額}} \times \boxed{\text{掛け金等の総額 - 年金支払開始日前に分配された剩余金・割戻金}} = \boxed{\text{総所得の金額}}$$



# 中之島町の農家総数は1,295戸

• 調査期間/平成2年2月1日  
• 調査実施組織/農林水産省

一九九〇年(平成2年)二月一日を調査日として実施されました。中之島町の農業の現況を知つていただくため、その概要をお知らせします。

**専業農家は十一戸増  
兼業農家は七九戸減**

はあとづき予定者が同居していないなどの老人のみの世帯も含まれていますので、単純に専業農家が増加したとはいがたい面もあります。

一九九〇年(平成2年)二月一日現在における中之島町の農家数は一、一九五戸で、前回調査(昭和60年)より六八戸(5%)減少しました。

専兼別農家数でみると、専業農家は前回と比べ一一戸(二九・七%)増加して四八戸となっています。

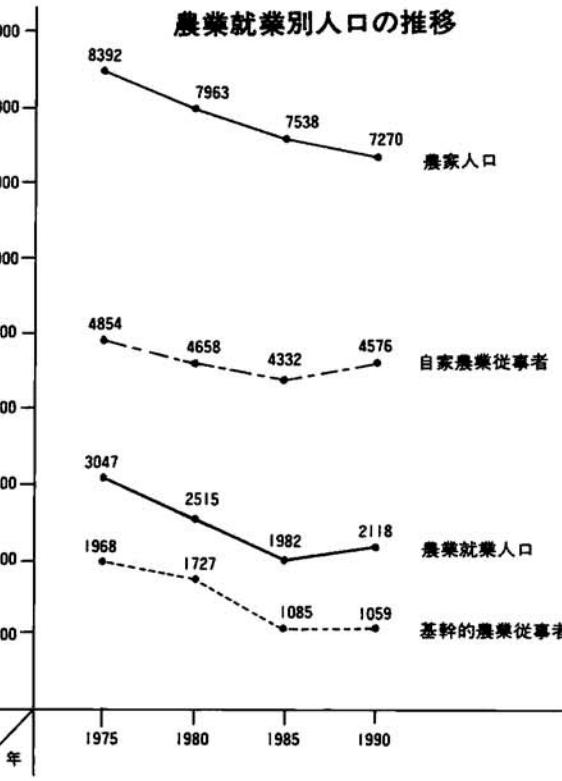
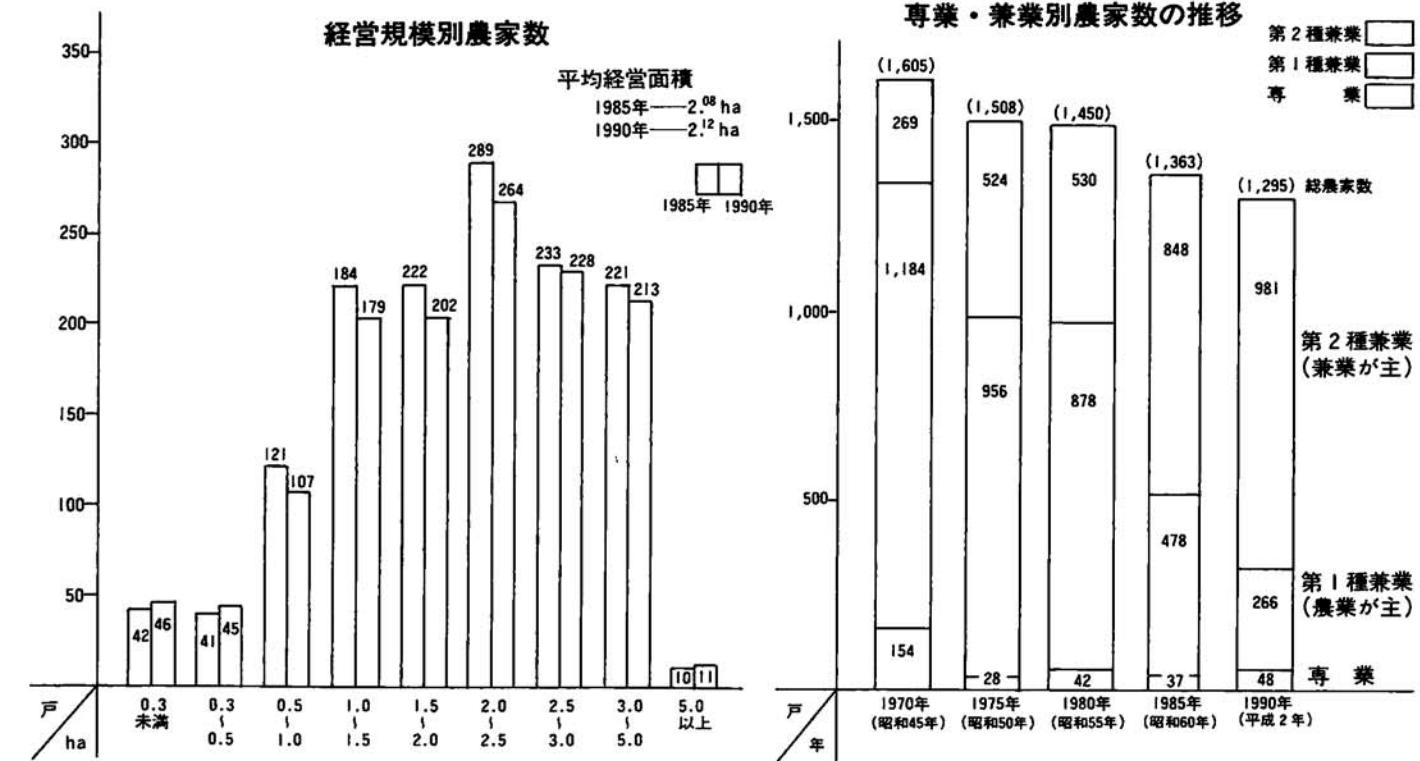
兼業農家数については、第一種兼業農家(農業が主)数が一二戸減少し二六戸になったものに対し、第二種兼業農家(兼業が主)数は、逆に一三三戸(一五・七%)増加して九八一戸となりました。

この結果、当町の農家構成比は専業農家三・七%、第一種兼業農家二〇・五%、第二種兼業農家七五・八%となりました。なお、専業農家は十一戸の増えていますが、このなかに

経営耕地面積は、前回より二・三%減少して二、七四六haとなり、このうち田が二、六二六ha(構成比九五・六%)、畠が一、四・九ha(四・一%)、樹園地が五・一ha(〇・一%)を占めています。一農家あたりの経営耕地面積は、前回の一・〇八haから一・一一haと〇・〇四ha増加しました。

また、経営耕地面積規別農家数は〇・三ha未満、〇・三一〇・五ha未満、五・〇ha以上の農家がわずかに増加していますが、それ以外のランクではそれが減少しました。

したがって、今回の調査で減



少した六八戸の農家は経営耕地面積〇・五ha以上五・〇ha未満の農家と考えられます。

## 高齢化が進む

### 中之島町の農業

農家人口は、前回より三・六%減少して七、二七〇人となり、総人口に対する農家人口率は前回の六五・一%から五八・九%に低下し、一農家あたりの世帯員数は五・六人となりました。

また、農家人口を就業者別に見ると自家農業従事者(自家農業に少しでも従事した人)は前回より五・六%増加して四、五

人年)とありました。また、就業者を年令別で見ると農業就業人口、基幹的農業従事者は前回調査では五五歳から〇・八人)となりました。

また、就業者を年令別で見ると農業就業人口、基幹的農業従事者は前回調査では五五歳から〇・八人)となりました。

総収穫面積は、前回に比べ八五・八ha(三・三%)減少して二、五一haとなりました。この減少は、水田利用再編対

総収穫面積は、前回に比べ八五・八ha(三・三%)減少して二、五一haとなりました。この減少は、水田利用再編対

農業機械の保有農家数の動きを見ると農機具の個人所有は昭和五五年から昭和六〇年にかけては増加していましたが、今回

は前回に比べ一五馬力以上のト

ラクターを除き、田植機、コンバイン、乾燥機とも減少しています。共有においても田植機がわずかに増加していますが、それ以外は減少しています。

これらは主に、農家の減少によるものと思われます。

以上、調査結果の概要について触れてみましたが、当町の農業について、いかにご理解いただけたと思います。

最後に、調査にご協力いただき皆様に厚く感謝申し上げます。



# シートベルト しめる心が身を守る

交通事故に遭ったときの致死率が、シートベルトを着用していない場合、運転席で十三倍、助手席で六倍にも上がるのをご存知ですか。



現に、自動車乗車中の死者の七割以上を占めているのが、シートベルトをしていなかつた人たちなのです。

着用・非着用が生死を分ける!  
シートベルト着用の効果は、万一交通事故に遭ったとき、ハンドルなどへの衝突や車外放出を防止し、被害を軽減する「体の安全保護」にあることはいうまであります。一步間違えば、尊い命までも奪われてしまう交通事故。着用・非着用が生死を決してはいけません。

交通事例は、ちょっとした心のスキか

ら起るもの。このことを決して忘

れはいけません。

距離だから大丈夫」という油断があることにはなりません。

近距離だからといってシートベルトを

着用しないといふ理由の裏には、「近

距離だから大丈夫」という油断があることにはなりません。

## 善意をありがとう

◆平成元年度の赤い羽根共同募金に寄せられた皆様の善意は、総額243万7,947円となりました。

ご協力ありがとうございました。

|    |              |            |
|----|--------------|------------|
| 内訳 | 一般募金         | 1,685,947円 |
|    | ・戸別募金        | 1,253,500円 |
|    | ・法人募金        | 216,500円   |
|    | ・学校募金(保育所含む) | 65,293円    |
|    | ・職域・その他      | 150,654円   |
|    | 〈歳末たすけあい募金〉  | 752,000円   |

なお、243万7,947円のうち55万9,000円は県社会福祉協議会へ、残りの187万8,947円は町社会福祉協議会の社会福祉事業へ配分されました。

◆町社会福祉協議会へ、次の方々から寄付金が寄せられました。ありがとうございました。(敬称略)

|             |          |
|-------------|----------|
| 高山 義衛(大沼新田) | 3,000円   |
| 中之島中学校生徒会   | 40,567円  |
| 渡辺 昭平(福原)   | 10,000円  |
| 大久保 明(横野)   | 9,563円   |
| 栗林久美子(鶴ヶ曽根) | 9,054円   |
| 山崎 又男(中条中)  | 32,400円  |
| 真島栄太郎(中条第二) | 100,000円 |
| 吉村 博文(中野東)  | 20,000円  |
| 小管 忠(中条宮村)  | 50,000円  |
| 匿名          | 5,000円   |

◆中之島町交通安全母の会(会長・池田ミヨキ)より、町内各保育所に交通安全紙芝居を寄贈いただきました。

## 保険で安心 明るくスポーツ

### 900万人の保険 スポーツ安全保険

●いつでも、だれでも、5人以上のグループで加入できます。

●掛金(年額)子ども・文化活動360円、大人1,100円(老人クラブ団体500円)

| 傷害保険 | 死亡・後遺障害   | 最高1,400万円(老人400万円) | 賠償責任保険<br>支払限度額 | 対人1億円<br>対物500万円<br>共済見舞金 | 50万円 |
|------|-----------|--------------------|-----------------|---------------------------|------|
|      | 入院(1日あたり) | 4,000円(老人1,800円)   |                 |                           |      |
|      | 通院(1日あたり) | 1,300円(老人800円)     |                 |                           |      |

●対象となる事故●団体の管理下の活動中の事故●通常の経路往復中の事故

お問い合わせは 中之島町教育委員会社会教育係(電話 0258-66-3242)

## 町民将棋大会のご案内

次のとおり、町民将棋大会を開催いたしますので、ふるってご参加ください。

日時/2月24日(日)午前9時開催  
会場/中之島町公民館2階大広間  
参加資格/町内在住者及び町内事業所勤務者

参加費/500円(昼食代)

申込先/中之島町公民館

0258-66-3242

締切/2月18日(月)電話でも可。当日日でも受け付けします。(但し8時50分まで)

主催/中之島町公民館

主管/中之島町将棋連盟  
対局方法/ブロック別リーグ戦



### 卒業式・入学式のお知らせ

町内の各小・中学校では次のとおり卒業式・入学式を行います。

元全日本女子バレー ボールチーム監督

### 生沼スミエ氏による婦人バレー ボール教室を開催します。

中之島町商工会では、次の日程により元全日本女子バレー ボールチーム監督の生沼スミエ氏による婦人バレー ボール教室を開催いたします。

皆さんふるってご参加ください。

日時/3月17日(日)午前9時開会  
会場/中之島中央小学校体育館  
対象/町内在住及び町内事業所勤務の婦人

申込先・問合せ/中之島町商工会

0258-66-5550

締切/2月末日



昨年1月に講演会のため  
来町された時の生沼スミエ氏

### おはなま工藝

一入札結果から

| 場所  | 工事名                            | 工事費   | 工事者名          | 契約予定    |
|-----|--------------------------------|-------|---------------|---------|
| 未宝  | 興野松ヶ崎線道路改良工事                   | 917万円 | ㈲宝建設          | H3.3.25 |
| 中之島 | 役場庁舎前車庫倉庫階段外装工事                | 211万円 | ㈱松井組          | H3.3.10 |
| 中之島 | 枝線1146~1155号線測量設計委託            | 299万円 | 中日本建設コンサルタント㈱ | H3.3.29 |
| 野口  | 中之島1号汚幹線測量設計委託                 | 546万円 | 中日本建設コンサルタント㈱ | H3.3.29 |
| 野口  | 中之島1号汚水幹線及び枝線1141~1162号線土質調査委託 | 309万円 | 開発技建㈱         | H3.3.29 |
| 中之島 | 農村環境改善センター融雪削井工事               | 814万円 | 竹見設備工業㈱       | H3.3.15 |

ちゃん良いと思うが、せめて風

よけを作つてもらいたい。

保育所の整備については検討したい

計画をたてる考えであります。

■風よけについては検討したい

と思ひます。

■中野保育所だけではないと思

うが、冬季間子供を迎えていつ

た場合、待つていろいろがな

い。なんとかしていただきたい。

■それぞの保育所で工夫する

よつ(例えば遊戯室で待つなど)

保育所に指示します。

▼保育所の送迎をしなくてもい

いようにお願ひしたい。

■園児の送迎については保育所

まで保護者に送迎してもらうこ

とが原則になつています。ご理

由は、なんとかしていただきたい。



## 平成2年度 町政懇談会 会場別参加者数

| 開催日      | 会場名          | 参加者数 |
|----------|--------------|------|
| 10/29(月) | 三沼公民分館       | 36人  |
| 10/30(火) | 西所公民分館       | 23   |
| 10/31(水) | 信条公民分館       | 23   |
| 11/1(木)  | 中条集落開発センター   | 45   |
| 11/5(月)  | 中野西部集落開発センター | 25   |
| 11/6(火)  | 中野公民分館       | 25   |
| 11/8(木)  | 中通公民分館       | 30   |
| 11/13(火) | 中之島町公民館      | 20   |
| 11/14(水) | 上通公民分館       | 20   |
| 11/15(木) | 押切駅前公会堂      | 17   |
| 計        | 10会場         | 264人 |

▼地域福祉センターにはどんな施設があるのか。  
■地域福祉センターは今年始めで国で創設された事業であり、デイサービス事業を中心に障害者の機能回復訓練、送迎、給食等のサービスを行つ予定です。また老人対象の創作活動や轻作業のできる部屋や健常者の人たちのためにも研修室と一般浴のできる浴室も整備します。そのほか多目的ホールがあるので、室内ゲートボールも出来るよう施設に整備したい考えでいます。

これらの施設を利用してディ

解をいただきたい。  
■運営費用については国県の補助金を得て、町の経費で運営することになります。

■地域福祉センターを運営する経費はどのようになるのか。  
■運営費用については国県の補助金を得て、町の経費で運営することになります。



残雪の片隅で、そつとのぞく小さな緑。ふきのとうです。手を触れてみると、周りの土のほのかなぬぐもりが感じられます。ふきのとうは、春の訪れを告げる“使者”です。土手の枯れ草の間や野原の日だまりに顔を出すふきのとう——きちんと味噌汁に浮かべたりすると、春が来た喜びで心がはずみます。

とはいっても、最近は年が明けないうちから、ふきのとうをスーパーなどの売場で見かけます。栽培ものです。

山菜が注目され始めたのは、

### ふきのとう



ふきのとうの食べ方は、天ぷら、酢のもの、ふきのとう味噌などいろいろあります。ふきのとう味噌をつけた焼きおむすびなどは、あふくろの味でもあります。ふきのとうには雄花と雌花があり、ひなびた郷土料理として、観光客にも人気があります。ふきのとうには雄花と雌花があります。冠毛が付いたものを「ふきの姑」と呼ぶ地方もあります。ふきのとうを皮切りに、野山は緑のシーズンを迎えます。春は植樹の季節でもあります。そこで、国土緑化を推進するために、三・五月は「国土緑化運動強調期間」となっています。國や都道府県でさまざま行事が計画されています。

広報

# なかのしま

平成3年 2月臨時号

編集と発行／南蒲原郡中之島町役場企画課  
(〒954-01 0258-66-2270)  
平成3年2月22日発行

## もうすぐ春…



町政懇談会  
特集号



各地区で多くの意見、要望が…

たくさんのご意見  
ありがとうございました。

—平成2年度町政懇談会より—

建設課關係

町では、出されたご意見・ご要望等について、関係課を中心  
に検討を重ねてきましたが、このほど結果がまとまりましたの  
で、その主な内容を関係課別にお知らせします。

■ 槽管の大きさは、流量により決定されますので個々に大きさは違います。

検し、年次計画により対応して  
いきたいと思います。

■要望の区間についてはよく精査をさせていただきたいと思います。フェンス内の除草については道路公団にお願いしていくますが毎年一、二回行っていると

いうことですし、月一回、害虫の発生について専門家による点検を実施しているということです。

除草については、今後とも要望を続けていきたいと思います。

▼町道並木・末尾線の改良を。

■町道並木・末尾線は町の単独

■県道見附・与板線は、高速道路の全通にともない交通量が増え危険である。道路改良の計画はあります。また、町道の興野・松ヶ崎線との交差点に信号機の設置を。

■県道見附・与板線は既に第一次の改良工事が終わっており、県では当分新しく改良する予定はないということです。ただ現在、下水路に蓋をして歩道を整備しながら多少なりとも車道を拡幅しているところです。

信号機については、県の公安委員会の所管になりますが、見

- 装の亀裂や側溝の蓋の破損が  
られるが、今後の対応は—。
- パトロールにより危険箇所を  
補修しています。また、危険箇  
所があれば、ご連絡をお願い  
ます。
- また、町道の維持管理につ  
いては、年次的に傷みの激しい、  
ところから実施しています。
- ▼町道中野西・興野線の中野北  
区および町道興野四号線の拡幅  
改良工事の早期実現を—。  
■今後の施工路線の検討に加  
えていきたいと考えています。

■中之島・大沼線の未改良区間の危険箇所（六所、小沼地区）の改良について。中之島・大沼線は現在改良事業を進めているところであり、未改良の危険箇所については補修をしてきています。六所のカーブ地点については、地権者のご理解をいただき改良が進んでいます。小沼地内については、今後調査をした上で補修処理を考えていきたいと思っています。

特別に対処しています。来年は他の臨交事業が終了しますので、その後はこの路線に力を注ぎたいと考えています。

▼中之島・大沼線は冬季間においては吹雪などのため医者、タクシー等に断られることもあります。このような場合どうしたら良いのでしょうか。

■綿密にパトロールを行い、除雪委託業者との連絡を密にして、交通確保ができるよう努力いた

▼中之島・大沼線の改良箇所の  
排水樋管の大きさは—。

■樋管の大きさは、流量により  
決定されますので個々に大きさ  
は違います。

検し、年次計画により対応して  
いきたいと思います。

- 与板橋の歩道については、与板土木事務所が総額十二億円で計画しています。既に歩道の桁を乗せる台はできあがっており、今年と来年で上部工の桁をかけたいとのことです。
- 具体的に何年に完成かはわかりませんが、当初計画では平成七年に完成予定となっています。
- ▼与板橋の欄干の親柱の背が高くて左右の見通しが悪く危険であるが—。
- これについては、不可能です。現況が坂道で曲がりづらいので

附警察署を通じ要望していきた  
いと思います。

▼県道見附・与板線沿いに住ん  
でいますが、大型車が通過する  
たび家が激しく振動し、安眠を  
妨げられることもしばしばです。  
道路の不備を強く感じています。

■道路を横断して伏せてあるボ  
ックスのある部分では、ほかで  
も同じ苦情がでています。

土木事務所に連絡して改善を  
するようお願いします。

から大沼・小沼両集落への坂の  
消雪設備を一。

利用できるよう建設省に働きかけているところです。

附警察署を通じ要望していきた  
いと思います。

▼県道見附・与板線沿いに住ん  
でいますが、大型車が通過する  
たび家が激しく振動し、安眠を  
妨げられることもしばしばです。  
道路の不備を強く感じています。

■道路を横断して伏せてあるボ  
ックスのある部分では、ほかで  
も同じ苦情がでています。

土木事務所に連絡して改善を  
するようお願いします。

▼県道大口・与板線は大保か  
猿橋川をわたり長岡市川辺町を  
通り下下条あたりで旧国道と合  
流すれば町としても大きなメー  
ツトになると思うが。

■この路線については長岡市で  
問題が発生し、それが解決しな  
ければ手をつけられない状況  
です。また現在、長岡市脇川新  
から品之木へぬける路線案も  
てあります。

このほか町としては与板町、  
▼与板橋の歩道設置の計画につ

から大沼・小沼両集落への坂の  
消雪設備を一。

■坂の消雪については、県道部  
分についてはほぼ工事が完了し  
ています。

両集落への坂道の消雪につい  
ては、たとえば県道の消雪施設  
から水をもらうということであ  
れば土木事務所との協議も必要  
となりますので、方法も含め今  
後要望していきたいと思います。

▼町道改良の現在の進捗率は。  
また、六所地内の道路改良率が  
低いように思われる所以、他地  
域並の整備を一。

■一級町道改良率九十五・八%、  
二級町道改良率七十八・三%、  
その他町道改良率一十六・五%

地内が低いといわれる所以、町  
道認定されていない道路を含ん  
でのことかと思われます。

六所からは四路線の改良予望  
がでていますが、現在一本は改  
良済です。残りは今後、箇所付  
けの検討を行い順次、整備を図  
りたいと考えています。

▼信条環状線については車の通  
行も多く危険なので、歩道の設  
置を一。

■現地を調査してみました結果  
歩道については何とか対応でき  
ると考えますが、予算や用排水  
路との絡みもあり現在、検討一  
てているところです。

▼中条地内の町道は、随所に舗

■押切停車場線のうち、計画決定部分は十四㍍の幅員だけであり、これ以多は具体的なものは決まっておりません。

▼県道七軒町・見附線の一部（押切駅前）が町に移管される時期はいつ頃か。その場合、消雪パイプに係る電気料は町に負担してもらいたい。また、道路側溝を完備したかたちで受け取ってもらいたい。

■移管の時期は決まっていませんが、管理上の面で地元に今まで以上の負担が掛からないよう

に道路側溝の整備を含めて県に要望していきます。

ただ、町の補助を受けてつくれられた消雪パイプの電気料は、金額を地元に負担してもらつているのが現状です。

▼思川地内を通る県道をフラワード道路にしたいが。

■土木事務所に相談した結果、路肩を掘り起こして花壇のよつにするのは路肩の弱体につながることですが、一年草のよつなものであれば良いと考えるので

▼思川地内を通る県道をフラワード道路にしたいが。

■土木事務所に相談した結果、路肩を掘り起こして花壇のよつにするのは路肩の弱体につながることですが、一年草のよつなものであれば良いと考えるので

#### ▼思川地内を通る県道をフラワード道路にしたいが。

については決定していませんので、使用料等と併せて検討しないかなければなりません。

また、水洗化による改造費用については現在工事を行っている他の市町村を例にすると概ね五十万円程度ということですが、官民境界（公共升）までの距離や工事の形態によって変わってきますので一概にはいえません。

▼公共下水道の終末処理場を箇所にすると、当町は面積が広いため配管を長くしなければならない。そうなると建設費が高くなるのは…。

また、遠くなる場合は小さな処理区で対応する考えはないのか。

■いろいろなケースを想定し試算した結果、処理場を一箇所に

#### ▼消雪パイプの設置に対する補助金があるが、中之島七番組の地内では舗装が薄く消雪パイプが設置できないため関係者で組合をつくり毎年消雪用のホースを設置している。

現在、このようなものには補助制度がないわけだが今後、対応をお願いしたい。



役場前の街路に花を植えるボランティアの皆さん

す。

▼踏切除去工事の完成見通しと、東バイパスへの接続時期は…。

踏切の撤去は十一月二十八日に行う予定であり、あわせて新しい県道の供用を暫定的に始めています。

また、東バイパスへの接続に通は平成三年度になる予定です。

ついては、池之島橋を平成五年位には共用開始できるようになります。

#### 〈河川関係〉

■猿橋川の並木・中条間の改修計画について…。

島町は三条土木事務所の管轄になつており、総額百八十億円の工事費で現在、大口・信条間ににおいて三十四%の工事進捗率になっています。

島町事業で行つてゐるため町としては具体的な計画や完成のめどはわかつていませんが、来年度の事業には「指摘の区間は含まれていないとのことです。

▼河川改修は本来、下流から行ってくるものと考えるが、現在

中之島川の最上流でもある当地ですので遅くなる場合は小さな処理施設等で対応する考えはあるのか。

■押切駅前地域は、まだはつきりと地域をわけ順番を決定しているわけではありません。

今後、審議会の中で協議をしていきたいと考えています。

■道路等を改良拡幅する場合、中之島とたとえば西野とでは買番良いという結果を受けての計画です。

▼下水道は平成十七年に完成予定ということですが、押切駅前は町のはずれのため一番遅くなるのは…。

中之島川の最上流でもある当地ですので遅くなる場合は小さな処理施設等で対応する考えはあるのか。

■押切駅前地域は、まだはつきりと地域をわけ順番を決定しているわけではありません。

今後、審議会の中で協議をしていきたいと考えています。

■モデル事業で排水路を整備し、浄化槽や生活排水を落としているが、ここに落とせない人達が町道の側溝に浄化槽の汚水を落としており夏場は臭いがする。

町で指導をお願いしたい。

水（雨水）を流すためのもので今まで今後、このような話があれば指導したいと思います。

■現在は対応できませんが、検討していきたいと思います。

は上流から点々と工事がなされている。このような方法では洪時に破堤してしまうのではないかと心配である。

また、町にはもつと本腰をいんでいることであり、町としても本気で取り組んでいます。

■猿橋川の改修促進は誰もが望んでいます。

また、現在の工事方法は蛇行により水をスマーズに流すといふ方法をとっているものです。

■猿橋川の改修は誰もが望んでいます。

また、現在の工事方法は蛇行部分をショートカットすることにより水をスマーズに流すといふ方法をとっているものです。

■猿橋川の床下げの実施と江丸崩築所の復旧工事をお願いしたい。

■中之島川は現在、毎秒三十トンの計画で下流のほうから暫定改修を行つています。床下げについては、護岸が崩れる恐れがあるので現状では不可能です。

現在、中興野から太曲戸については災害復旧工事の対象として予算がつくたびに改修しています。できるだけ早く復旧工事ができるよう土木事務所にもお願いをしています。

■猫興野橋は幅員が狭く車両の

▼中之島川の床下げの実施と江丸崩築所の復旧工事をお願いしたい。

島町は三條土木事務所の管轄になつており、総額百八十億円の工事費で現在、大口・信条間ににおいて三十四%の工事進捗率になっています。

島町事業で行つてゐるため町としては具体的な計画や完成のめどはわかつていませんが、来年度の事業には「指摘の区間は含まれていないとのことです。

▼河川改修は本来、下流から行ってくるものと考えるが、現在

中之島川の最上流でもある当地ですので遅くなる場合は小さな処理施設等で対応する考えはあるのか。

■国、県の補助を受けて行つて事業や都市計画道路など町の都合で行つ事業に係る買収については協議していますが、住民の要望による改良については一律で行つています。

▼道路等を改良拡幅する場合、中之島とたとえば西野とでは買番良いという結果を受けての計画です。

▼下水道は平成十七年に完成予定ということですが、押切駅前は町のはずれのため一番遅くなるのは…。

中之島川の最上流でもある当地ですので遅くなる場合は小さな処理施設等で対応する考えはあるのか。

■押切駅前地域は、まだはつきりと地域をわけ順番を決定しているわけではありません。

今後、審議会の中で協議をしていきたいと考えています。

■モデル事業で排水路を整備し、浄化槽や生活排水を落としているが、ここに落とせない人達が町道の側溝に浄化槽の汚水を落としており夏場は臭いがする。

町で指導をお願いしたい。

水（雨水）を流すためのもので今まで今後、このような話があれば指導したいと思います。

■いろいろなケースを想定し試算した結果、処理場を一箇所に

交換ができない。特に冬季間にについては両側に待機する場所が必要なのでは…。

■猫興野橋の改修は早めにやりたいと思っていますが、刈谷田道路の問題等があり、町でも解決の方法を検討しているところです。

■農機具の大型化にともない並木橋の拡幅を…。

■要望については、今後とも土木事務所と検討を続けていきたと思います。

■農機具の大型化にともない並木橋の拡幅を…。

■要望については、今後とも土木事務所と検討を続けていきたと思います。

■末宝川の上流部で一挙に放流されると県道見附・与板線と県道中野・三条線との間の中野西地区内では湛水してしまう。なんとか整備を…。

■末宝川の排水能力をあげるには、流末の中之島川の改修を待つしかないと考えます。

■末宝川の上流部で一挙に放流されると県道見附・与板線と県道中野・三条線との間の中野西地区内では湛水してしまう。なんとか整備を…。

■末宝川の排水能力をあげるには、流末の中之島川の改修を待つしかないと考えます。

■公共下水関係

■公共下水道事業計画は、本年度、建設省より認可をつけ現在、は、流末の中之島川の改修を待つしかないと考えます。

■公共下水道の受益者負担について…。

■公共下水道は道路などと違い利用者が限定されていますので、受益者の皆さんから建設費の一部を負担してもらつて市町を考えており、平成八年度の供用開始を見込んでいます。

■公共下水道の受益者負担について…。

■公共下水道事業計画は、本年度、建設省より認可をつけ現在、は、流末の中之島川の改修を待つしかないと考えます。

■公共下水道は道路などと違い利用者が限定されていますので、受益者の皆さんから建設費の一部を負担してもらつて市町を考えており、平成八年度の供用開始を見込んでいます。

■公共下水道の受益者負担について…。

■公共下水道は道路などと違い利用者が限定されていますので、受益者の皆さんから建設費の一部を負担してもらつて市町を考えており、平成八年度の供用開始を見込んでいます。

■公共下水道の受益者負担について…。

■公共下水道は道路などと違い利用者が限定されていますので、受益者の皆さんから建設費の一部を負担してもらつて市町を考えており、平成八年度の供用開始を見込んでいます。

■公共下水道の受益者負担について…。

■公共下水道は道路などと違い利用者が限定されていますので、受益者の皆さんから建設費の一部を負担してもらつて市町を考えており、平成八年度の供用開始を見込んでいます。

■公共下水道の受益者負担について…。

■公共下水道は道路などと違い利用者が限定されていますので、受益者の皆さんから建設費の一部を負担してもらつて市町を考えており、平成八年度の供用開始を見込んでいます。

■公共下水道の受益者負担について…。

■公共下水道は道路などと違い利用者が限定されていますので、受益者の皆さんから建設費の一部を負担してもらつて市町を考えており、平成八年度の供用開始を見込んでいます。



車両の交換ができない猫興野橋

# 産業課関係

「モデル事業について」  
▼農村環境改善センター完成

(平成三年八月)後のモデル事業の早期着工を。

■モデル事業については現在三十八・八%の進捗率であり農村環境改善センターを中心事業を進めています。来年八月にセンターが竣工する予定であり、一般のモデル事業への予算配分を期待しているところです。

また事業箇所については国県からの事業箇所の指定もありましたが、町の農村総合整備事業推進協議会に諮りながら早期着工のできるよう県に要望しています。

一般的のモデル事業への予算配分を期待しているところです。

また事業箇所については国県からの事業箇所の指定もありましたが、町の農村総合整備事業推進協議会に諮りながら早期着工のできるよう県に要望しています。



農業の発展は町の願い

業費十七億円で採択を予定して

機を通さずに信濃川に排水でき

るようになるのか。

また、何年くらいかかるのか。

全く排水機に頼らないという

ことは難しいでしょうが、水路

の拡幅や流末部の改修などによ

り、排水機場は緊急時に使用す

るくらいにしたいと考えていま

す。

また、これらと合わせ建設省

により刈谷田川下流の改修工事

も計画されています。現在の計

画年次では平成一年度から十年

度までの予定となっていますが、努

めだけ早期に終わるよう努

めいたします。

■湛水防除事業について

▼湛水防除事業の内容について

■湛水防除事業につきましては

今年度、中之島工区として排水

機場一ヵ所と排水路を左岸側五

千二百メートル、右岸側四百一

メートル、事業費で四十三億

円、来年度、大沼工区として右

岸側四千四百八十メートル、事

業費十七億円で採択を予定して

機を通さずに信濃川に排水でき

るようになるのか。

また事業箇所については国県

からの事業箇所の指定もありま

すが、町の農村総合整備事業推

進協議会に諮りながら早期着工

のできるよう県に要望していき

たいと思います。

一般的のモデル事業への予算配分を期待しているところです。

また事業箇所については国県からの事業箇所の指定もありましたが、町の農村総合整備事業推進協議会に諮りながら早期着工のできるよう県に要望しています。

一般的のモデル事業への予算配分を期待しているところです。

また事業箇所については国県からの事業箇所の指定もありましたが、町の農村総合整備事業推進協議会に諮りながら早期着工のできるよう県に要望しています。

一般的のモデル事業への予算配分を期待しているところです。

また事業箇所については国県からの事業箇所の指定もありましたが、町の農村総合整備事業推進協議会に諮りながら早期着工のできるよう県に要望しています。

ですが、サイフォン下流について

は信濃川工事事務所が担当しま

す。

■圃場整備事業について

▼圃場整備事業の計画は。

■現在、中越農政事務所が中心

になり策定している見附市、栄

町を含めた南蒲原南部広域農

園地整備計画の中にある広域農

道や、農業近代化施設の用地、

また、湛水防除事業で生ずる公

共用地等が見込めるわけですが、

この度計画している圃場整備事

業は共同減分方式をとることに

より生ずる土地をこれらの用地

として売却し、圃場整備の費用

の低減をしようという考えです。

現在、どのようになっている

のか伺いたい。

■建設省では大筋のプランがで

きており今後、地元への説明に

入りたいということです。

詳しくは建設省から改修計画

を説明してもらことになります。

■米の自由化の問題が取りざた

されているが、町として生き残

りのための考えは。

■広域農道については現在、中

越農政事務所が中心になり見附

市、栄町を含めた南蒲原広域農

園地整備計画を策定中です。

一方、二条農地事務所において

でも調査、計画が行われており

中之島町、見附市、栄町を含め

たなかで環状となるような整備

計画を考えています。

■興野地区の集落センター建設

の早期実現を。

■集落センターについては毎年

県に申請していますが、他市町

村からも多数申請されています。

当町では毎年一箇所づつ採択してもらっていますが、さらに早期実現ができるよう努力して

ることになります。

いつ申請すればいいのか。

圃場整備は計画的に行わなければならぬので、申請してもすぐに実施できるものではありません。申請してから着工まで三カ年くらい必要です。

なお、毎年四月に県に申請するよ

うになっています。

■中之島川右岸側は用水の水利

権を持っていない。圃場整備後は猿橋川水系からの水利権が得られるのか。

■中之島川右岸専用の水利権を得て水利権取得を県にお願いしてはいけません。慣行水利権から許可水利権の取得には制約があります。

したがいまして、右岸専用の水利権をとしては難しいといえます。

■中野代堰の管理移管と合わせて水利権取得を県にお願いしてはいけませんが、慣行水利権から許可水利権の取得には制約があります。

したがいまして、右岸専用の水利権をとしては難しいといえます。

■中野代堰の管理移管についてはまだ実現が見えない。そのため、現状では、中野代堰の管理権はまだ農業水利調整委員会が現地で受け取るにはまださまざまな問題があり現在、県、市、長岡市、町土改、信条土改、猿橋川土改の代表者による猿橋川治水利水調整委員会があり現在、幹事会で検討しているところです。

町、長岡市、町土改、信条土改、猿橋川土改の代表者による猿橋川治水利水調整委員会があり現在、幹事会で検討しているところです。

ちんと計算できるので、確認できることになります。

■三工区は猿橋川水系の水を利

用して圃場整備をしてはどうか

という話があるが、必ず水がく

ると言う保証は。

■中条地区と同時に調査、計画

できれば西所地区側の水量もき

ます。

■三工区は猿橋川水系の水を利

用して圃場整備をしてはどうか

という話があるが、必ず水がく

ると言う保証は。

■代償用水の工事が終わらうと

そのまま商業を含めた住居区域として開発できればと考へていますので、これができますとおっしゃられることはあります。

ただ、特産品の販売について

は町だけでは実現できるもので

はありませんので今後、農協、商工会等と話し合いを進めています。

ただ、特産品の販売について

は町だけでは実現できるもので

はありませんので今後、農協、商工会等と話し合いを進めています。

■代償用水の工事が終わらうと

そのまま商業を含めた住居区域として開発できればと考へていますので、これができますとおっしゃられることはあります。

ただ、特産品の販売について

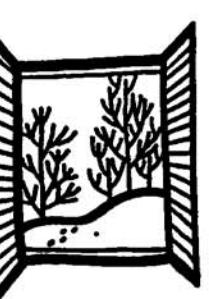
は町だけでは実現できるもので

はありませんので今後、農協、商工会等と話し合いを進めています。

ただ、特産品の販売について

は町だけでは実現できるもので

はありませんので今後、農協、商工会等と話し合いを進めています。



農業農村活性化機構のメンバーの真剣な表情

## 教育委員会関係

〈統合中学校関係〉

■通学路は新しくつくるものでなく子供達の通学状況や道路事情、交通安全等を考え、学校とPTAとで設定するのが基本であり、道路改良と性格が違うことを理解願います。

現在六本の路線を考えており、今年度二路線を整備する予定でいます。おもに農道を利用するため自転車や農耕車の通行を考えた程度の整備を計画しています。

■統合中学校への冬季間の通学方法は一。

■冬季間の通学方法については、自転車で通えない場合は路線バス等の利用も検討しています。

■中学校統合後のクラブ活動等による帰宅の遅い子供達へのスクールバスの対応について。

具体的なものは開校後のクラブ活動を見て対応したいと思いまます。

■検討いたします。

■中学生になると帰宅も遅くなれる。通学路には防犯灯をお願いしたい。

■スクールバスの利用を増やす考えはありません。また場合にえています。

よっては、路線バスの利用も考

考えはありません。また場合にえています。

よっては、路線バスの利用も考

えています。

■中学生になると帰宅も遅くなれる。通学路には防犯灯をお願いしたい。

■検討いたします。

■中学生の冬季間のスクールバスの利用をお願いしたい。

■現在の段階では対応できません。ご理解をお願いいたします。

■今後、検討させていただく考

えです。

■その他

■小学校のスクールバス停留所の立替について。

■両中学校の閉校にともなう事業への考え方は一。

■昨年、両中学校で閉校準備委員会を作り協議しています。閉

校に関する事業については地

域や同窓会、PTA、学校も含めなかで考えていくかと思います。

■新しい中学校の校名や、校章は。

■校名は、中之島町立中之島中学校に決定してます。校章については現在、デザインを依頼中

■統合中学校の校名や、校章は。

■校名は、中之島町立中之島中学校に決定してます。校章については現在、デザインを依頼中

■話があるたびに学校から指導してもらおうとしています。

■暗くなつても自転車の電気をつけずに走っている中学生が多い。学校の方へも指導をお願いしたい。

■話があるたびに学校から指導してもらおうとしています。

■今後も学校によく話をしています。

■統合中学校が開校すると、中

■話があるたびに学校から指導してもらおうとしています。

■暗くなつても自転車の電気をつけずに走っている中学生が多い。学校の方へも指導をお願いしたい。

■話があるたびに学校から指導してもらおうとしています。

■暗くなつても自転車の電気を

つけずに走っている中学生が多い。学校の方へも指導をお願いしたい。

■話があるたびに学校から指導してもらおうとしています。

■暗くなつても自転車の電気を

つけずに走っている中学生が多い。学校の方へも指導をお願いしたい。

■話があるたびに学校から指導してもらおうとしています。

■暗くなつても自転車の電気を

つけずに走っている中学生が多い。学校の方へも指導をお願いしたい。

■流通団地につきましては、町

です。

■小学校のスクールバス停留所の立替について。

■今後、検討させていただく考

えです。

■中学生の冬季間のスクールバスの利用をお願いしたい。

■現在の段階では対応できません。ご理解をお願いいたします。

■今後とも、できるだけの努力をいたします。

■暗くなつても自転車の電気を

つけずに走っている中学生が多い。学校の方へも指導をお願いしたい。

■今後とも、できるだけの努力をいたします。

■暗くなつても自転車の電気を

つけずに走っている中学生が多い。学校の方へも指導をお願いしたい。

之島中央小学校の給食も中学校の調理室で作られ小学校へ運ばれてくるということですが、衛生面で問題はないのか。また今までの小学校の給食設備はどうなるのか。

■中之島中央小学校は、開校時五百四十五人の児童が現在七百四十五人に増え、十三年を経過した給食施設は能力的に追いつかず、また米飯給食にも十分な対応が出来なくたってきています。そのため、新しい近代的な設備を持つ中学校の給食設備で同時に調理を行いたいと計画しています。

かず、また米飯給食にも十分な対応が出来なくたってきています。そのため、新しい近代的な設備を持つ中学校の給食設備で同時に調理を行いたいと計画しています。

■中之島中央小学校は、開校時五百四十五人の児童が現在七百四十五人に増え、十三年を経過した給食施設は能力的に追いつかず、また米飯給食にも十分な対応が出来なくたってきています。そのため、新しい近代的な設備を持つ中学校の給食設備で同時に調理を行いたいと計画しています。

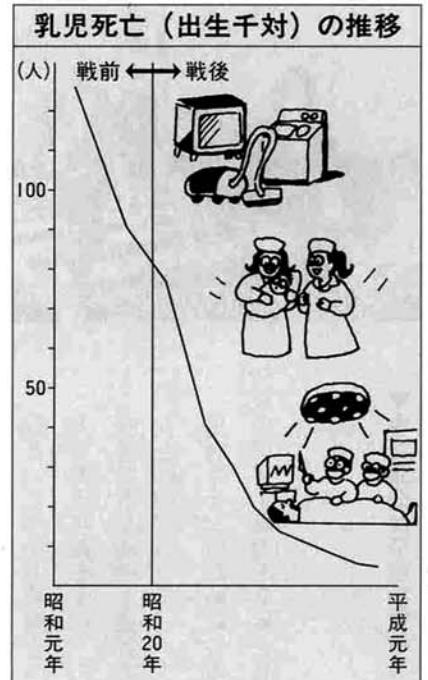
かず、また米飯給食にも十分な対応が出来なくたってきています。そのため、新しい近代的な設備を持つ中学校の給食設備で同時に調理を行いたいと計画しています。



## 乳児死亡率の改善とともに

### 人生前半は男性上位

# 「日々に見る日本人の暮らし」



出生時の、女子百人にに対する出生率の低さは、思わぬところに影響を与えています。

せつかり団地をつくつても効果が半減するのではないか。

■現在構想されている流通団地は、バイパスの見附方面への乗入れができない。

■現在、学校開放等で対応しているわけですが今後、両中学校の跡地利用のなかで施設の整備を検討していきたいと思います。

■現在、学校開放等で対応しているわけですが今後、両中学校の跡地利用のなかで施設の整備を検討していきたいと思います。

■現在、学校開放等で対応しているわけですが今後、両中学校の跡地利用のなかで施設の整備を検討していきたいと思います。

■現在、学校開放等で対応しているわけですが今後、両中学校の跡地利用の

■現在、広域農道の整備計画により見附市との間に刈谷田川の新しい橋を架けるというルートが検討されています。

この橋が実現すればバイパスへの乗り入れも非常に楽になるものと思います。

どうか。

■流通団地は現在進行中のなかで、流通団地については七月に地権者の皆さんと話し合いを持ち、理解をいたしましたので現在、計画づくりや市街化区域編入のための法手続事務の段階です。

〈交通安全関係〉

▼交通安全の進め方にについて。交通安全の進め方については、道路管理者が安全確保のために行つもの、警察や公安委員会がおこなつものの、車の運転者、所有者や歩行者、住民の皆さんがそれぞれに行つもの、町が行う啓発事業等それぞれの立場があるわけですが、これらの部門が関連しあい始めて交通安全の目的が達成されるものと考えています。

（交通規制）

■中野西地区の大山さんの前の県道文差点に、止まれ等の標識を。

規制を伴う交通標識については公安委員会の仕事なので、見附警察署を通してお願ひしていきたいと思います。

■町道中野・大保線と県道与板・大口線の横山地内の交差点は一時停止を無視する人が多々ある。

安全に通れるよう信号機の設置を。

見附警察署の話では、どちらかが優先道路になる可能性があるということですが、町としては、今後とも信号機設置の要望箇所としてお願いしていくたいと考えています。

■中之島・灰島間の旧国道と灰島地内は、朝の通勤時間帯は車の通りが激しく危険である。

規制することはできないのか。

■検討させていただきます。

■中興野地区の県道と町道の交差点は事故が多く発している。信号機等の設置を。

■この箇所については何回も警察と現地を見たりしていますが、

常に難しい問題です。

できるよう申請をしていく考えです。

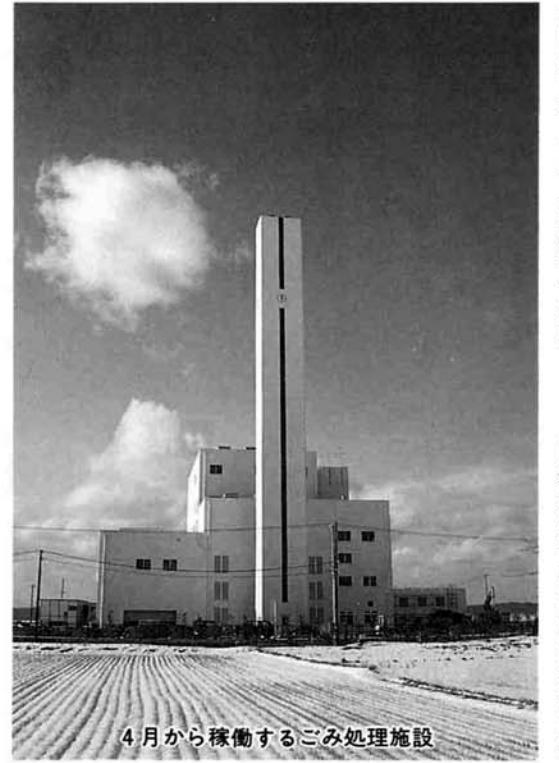
■来年は都市計画の線引き見直しであるが、押切駅前はどのよう位置づけになつているのか。

駅前と長岡市新組町とを含めた考え方ではないのか。

■都市計画の見直しは五年ごとに行われていますが、行政区の中での飛び地の開発はなかなか認められません。基本的に現在の市街化区域の隣接を広げていく手法しかできないといふことになりますし、最近は具体的な開発計画がなければ区域の拡大は難しくなっています。

したがって、駅前を市街化区域に編入することは現在では非

4月から稼働するごみ処理施設



▼中野西地区の大山さんの前の県道文差点に、止まれ等の標識を。規制を伴う交通標識については公安委員会の仕事なので、見附警察署を通してお願ひしていきたいと思います。

■規制を伴う交通標識については公安委員会の仕事なので、見附警察署を通してお願ひしていきたいと思います。

「その他」

■ふるさと創生事業については、皆さんからアイデアを募集したり、府内で検討したりした結果、現在ふるさと創生基金として積み立てています。

今年度は基金の利子収入で文化の振興として整備するための費用や産業の振興として、産業まつりへの助成、人材育成として信条小学校に対し豊かな心を育てる教育活動推進事業への助成を行っています。

また、国ではふるさと創生事業を継続する形でふるさと一兆円構想を打ち出していますので今後、国の動向を見ながら中学校統合後の跡地利用等を含めた総合的な計画をたてていく中で使途の検討を進めています。

■今後とも健全財政を維持していくべきだと思います。

■現在、町の公債費比率は7%程度であり、県平均の十二%と比べれば低く健全といえます。

中学校建設等の債務の償還が始まれば多少あがつくるとはおもいますが、すぐに十%を超えるようすることはたいと/orします。

■今後とも健全財政を維持していくべきだと思います。

■風俗営業については、今まで何が建つかわからずにはハンコを押していたため現在のような状況になってしまった。

■町としても好ましいとは思つていいませんが、合法的に申請されれば残念ながら現在の法律であります。

■町で規制する条例をつくってもらいたい。

町としても好ましいとは思つていいませんが、合法的に申請されれば残念ながら現在の法律であります。

■今後とも大きなプロジェクトがあると思うが、町の財政は丈夫か。

■今後とも大きなプロジェクトがあると思うが、町の財政は丈夫か。

■公債費比率の上限をどの程度に考えているのか。

備をしてもらい、それについて町が補助する形をとっています。

集落間を結ぶものについては三分の一、集落内については電柱を立てる費用以外の全額を補助することになっています。

しかししながら、集落間の防犯等の整備をより促進するため、他町村の整備状況などを参考にして今後、積極的に取り組んでいきたいと思います。

■稲島と中野中の間の町道に防犯灯の設置を。

■防犯灯については、地区で設置されたものに町が補助金を出す形になっています。

集落間の設置については三分の一の補助率になりますが、この区間は距離が長く多額の費用がかかると思いますので、地元負担をもつと軽減できるような補助率の引き上げなど)何か良い方法がないか考えてみたいと思います。

■町では粗大ごみの回収を行つてないが今後、検討していただきたい。

■今まで粗大ごみは回収しませんでしたが現在、中条新田地内に建設中のごみ処理施設が完成することで粗大ごみの収集対応ができるようになります。

四月から回収を始める予定ですが、回数については現在検討中です。

■防火灯の担当課は。

また、防犯灯の設置をお願いしたいのだが、整備計画はあるのか。

■庶務課で担当しています。

また、防犯灯の設置をお願いしたいのだが、整備計画はあるのか。

■防犯灯については各集落で整備をしています。

うことになりますし、最近は具体的な開発計画がなければ区域の拡大は難しくなっています。

保健衛生課関係

■中条新田字川原地内は住宅が増えているが水道の出が悪く苦情が絶えない。



■駅前地区広場公園の建設計画について。■猿橋川の旧河川の埋め立て地になるわけですが、道路の東側に約千二百坪、西側に約六百坪が生じます。まだ相当の期間が必要であり今後、進入道路や長岡市との境界や個人所有の土地の問題、土地提供者への代替地の問題等解決しなければならない問題が多くあります。

■駅前地区広場公園の建設計画について。

■平成四年に両中学校が廃校になるため跡地利用が検討されていますので、これらの中に含めを考えたいと思います。

■猿橋川の旧河川の埋め立て地になるわけですが、道路の東側に約千二百坪、西側に約六百坪が生じます。まだ相場の期間が必要であり今後、进入道路や長岡市との境界や個人所有の土地の問題、土地提供者への代替地の問題等解決しなければならない問題が多くあります。

■廃水処理槽を設置する際、業

は規制することができます。町としての指導要綱をつくることも考えますが、あくまで指導であり法的な強制力は生じません。

出店させないためにも地元住民の理解と協力が必要と思いま

■中条保育所は冬になると風雪が強く、子供達を迎えるにいくにも大変である。

旧中学校跡に建て替えればいい

りが強く、子供達を迎えるにいくにも大変である。

りが強く、子供達を迎えるにいくにも大変である。

りが強く、子供達を迎えるにいくにも大変である。

りが強く、子供達を迎えるにいくにも大変である。

りが強く、子供達を迎えるにいくにも大変である。

りが強く、子供達を迎えるにいくにも大変である。

りが強く、子供達を迎えるにいくにも大変である。

りが強く、子供達を迎えるにいくにも大変である。